



物品購入

黒川地域行政事務組合公告第1号

## 黒川地域行政事務組合条件付一般競争入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月15日

黒川地域行政事務組合理事会  
理事長 浅野 俊



### 1. 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 令和8年度 人員輸送車（支援車Ⅲ型）購入 1台
- (2) 納入場所 宮城県黒川郡大和町吉岡字土保田11番地の4（1B12L）  
黒川地域行政事務組合消防本部
- (3) 納入期限 令和9年3月15日（月）
- (4) 納入概要
- |         |                        |
|---------|------------------------|
| ア エンジン  | ディーゼルエンジン（現行基準排出ガス適合車） |
| イ 総排気量  | 2,500cc以上              |
| ウ 最高出力  | 定格出力150ps以上            |
| エ 駆動方式  | 4輪駆動方式                 |
| オ 変速装置  | オートマチックトランスミッション       |
| カ 車両全長  | 7,200mm以下              |
| キ 車両全幅  | 2,100mm程度              |
| ク 車両全高  | 3,200mm以内（アンテナを除く。）    |
| ケ 最大積載量 | 500kg未満                |
| コ 燃料タンク | 70L以上                  |
| サ 乗車定員  | 24名                    |
- (5) 予定価格 事後公表する
- (6) 消費税及び地方消費税の税率

この業務に係る消費税及び地方消費税の税率の税率については10%とする。

### 2. 入札参加資格に関する事項

入札期日において次の要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 入札公告日から入札（開札）の日までに、宮城県内の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (4) 黒川地域行政事務組合暴力団等排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 当組合の令和7・8年度の一般競争入札及び指名競争入札参加資格申請により資格承認された者で、宮城県内に本社又は営業所等を有する者であること。
- (6) 国内において、過去3年以内（令和5年4月から入札参加資格確認申請書提出日まで）に人員輸送車（支援車Ⅲ型）等を官公庁（国及び地方公共団体）に1台以上納入した実績を有し、仕様書に記載された物品を確実に納入できるとともに、当該仕様書に記載された事項を確実に履行できる者であること。（入札参加申込時に納入実績調書提出（様式3））
- (7) 当該物品を納入後、修理、点検、保守その他アフターサービス及び部品供給等について、長期間にわたり適切かつ迅速に対応できる体制が整備されている者であること。（メンテナンス体制申告書提出（様式4））

### 3. 入札手続等

#### (1) 担当課

区 分	担当課	電話番号	住 所
入札・受付担当	財政課	022-345-1542	〒981-3621 黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1
事業担当	警防課	022-345-6888	〒981-3621 黒川郡大和町吉岡字土保田11番地の4(1B12L)

#### (2) 入札参加資格申請書類の交付等

入札参加資格申請書類の交付の期間及び場所は、5の表に示すとおりとする。

#### (3) 仕様書等の閲覧等

当該業務に係る仕様書（以下「設計図書等」という。）の閲覧期間及び場所は、5の表に示すとおりとする。

#### (4) 移設積載物調査期間

移設積載物の調査期間は、5の表に示すとおりとし、日時は事業担当者との協議の上、決定する。

#### (5) 設計図書等に対する質問について

設計図書等に質問がある場合は、指定の質問書に記入の上、5の表に示す期間内に指定の場所に提出すること。

なお、質問書に対する回答は、5の表に示す期日に入札参加者全員に対しFAX送信する。

#### (6) 入札の日時、場所等

入札の日時、場所等は、5の表のとおりとする。

### 4. 入札参加資格の確認等

#### (1) 申請書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 令和7・8年度一般競争及び指名競争入札参加資格受理票（承諾書）の写し

イ 入札参加資格確認申請書（様式2）

ウ 納入実績調書（様式3）・2部

エ ウに係る契約書の写し

オ メンテナンス体制申告書（様式4）

カ 入札参加資格確認通知書返送用封筒 1枚

（申請者の住所及び名称を記載し、返信用切手を貼付した返信用封筒）

キ 組合から連絡するときの窓口となる担当者の名刺

(2) 入札参加資格確認申請書類の提出期限及び場所

ア 入札参加資格確認申請書類の提出方法、提出期限及び場所は、5の表に示すとおりとする。

イ 提出方法

郵送（一般書留、簡易書留）または直接持参すること。なお、郵送の場合は封筒に「入札参加申請書類在中」と朱書きすること。

(3) 入札参加資格の有無については、5の表に示す期日に通知する。

(4) 入札参加希望者が、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、その理由について書面で問合せすることができる。その場合は、その旨を記載した書面を令和8年4月23日までに財政課へ提出すること。

## 5. 入札日程表

手 続 等	期 間・期 日・期 限	場 所 等
入札参加資格確認申請書類の交付	令和8年4月15日（水）から 令和8年4月23日（木）まで	〒981-3621 黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1 黒川地域行政事務組合 財政課
仕様書等の閲覧	令和8年4月15日（水）から 令和8年5月12日（火）まで	又は 組合ホームページからダウンロード <a href="http://www.kurogyou.jp">http://www.kurogyou.jp</a>
入札参加資格確認申請書類の提出・受付	令和8年4月15日（水）から 令和8年4月23日（木）まで	黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1 黒川地域行政事務組合 財政課
入札参加資格通知	令和8年4月28日（火） 発送	
質問の受付 （持参又は郵送）	令和8年4月15日（水）から 令和8年4月23日（木）まで	黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1 黒川地域行政事務組合 財政課
質問書の回答の送付	令和8年4月27日（月）	入札参加者全員にファクシミリ又は電子メールにて回答
入札執行	令和8年5月12日（火） 午後1時30分から	〒981-3621 黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1 黒川地域行政事務組合事務所会議室

(注) 上記の期日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）とする。

## 6. 入札方法等

(1) 郵便、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書

に記載すること。

(3) 再度の入札の回数は、2回を限度とする。

## 7. 入札保証金

免除する。

## 8. 積算内訳書について

(1) 第1回目の入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。

(2) 積算内訳書の様式は問わないが、内容については、数量、単価、金額を記載すること。

(3) 積算内訳書は返戻しない。

## 9. 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者として、必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、並びに黒川地域行政事務組合競争入札参加心得において示した条件に違反した者の入札は無効とする。

なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、入札時点において2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった者のした入札は、無効とする。

## 10. 落札者の決定

(1) 黒川地域行政事務組合財務規則（平成13年規則第2号）第93条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

## 11. 契約保証金

落札者は、黒川地域行政事務組合財務規則（平成13年規則第2号）第111条の規定に基づき、請負金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。

ただし、黒川地域行政事務組合財務規則第112条に該当するときは、免除することができる。

## 12. 契約の締結

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成3年条例第32号）第3条に定める契約については、黒川地域行政事務組合議会の議決を経てから効力が生ずることとなるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

(2) 落札者の決定後、この入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

## 13. 契約書作成の要否

必要とする。

#### 14. その他必要事項

- (1) 一度提出した入札書は、撤回をすることができない。
- (2) 当組合は、当該議案が黒川地域行政事務組合議会で可決されなかった場合でも、仮契約相手方に対していかなる責任も負わないものとする。
- (3) 本件執行については、地方自治法及び同法施行令に定めるところによる。その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。
- (4) その他詳細不明な点については、次に照会すること。

宮城県黒川郡大和町吉岡字下町15番地の1

黒川地域行政事務組合財政課 TEL：022-345-1542 FAX：022-345-1543

